

Distribution Agreement（販売店契約）⑨
契約期間と解約を巡る問題（上）

G B C（ジービック）大貫研究所 代表
関西国際取引争訟研究会 会長



大貫 雅晴

販売店契約は「代理店保護法」による正当な事由の無い解約、契約更新拒絶を規制するルールを念頭に、契約期間、延長、中途解約の条項を規定すべきである。

[I] 代理店保護法

1. 代理店保護法とは

多くの国で、代理店、販売店を保護する色彩の強い代理店保護法が制定されている。代理店保護法は総称であり、各国毎に特別法、統一モデル法、民法、商法、独禁法等、また判例により、解約の事前通告の無い、また正当な事由の無い一方的解約を制限している。代理店保護法の制限、規制の対象となる契約は、代理店契約と販売店契約である。代理店保護に関する法律は、当該国の公共政策的な強行法規が多く、当事者間の合意で修正、変更ができないことに留意が必要である。

2. EU、中東、中南米諸国の「代理店保護法」の概観

1) EUの代理店保護法

EUでは、代理店保護法のモデル法としてEU理事会指令（Council Directive 86/653/EEC of 18 December, 1986）が制定、EU各国は、モデル法を基に、独自の代理店保護法を制定している。規制の主な内容としては、解約の事前予告、正当な事由の無い解約の制限、補償金の支払いである。補償、賠償の規定は強行規定であり、当事者間の合意で修正、変更は出来ない。

2) アラブ中東諸国の代理店保護法

アラブ中東諸国の代理店保護法は、特別法として代理店保護法を制定。国によって異なるが、例えば、サウジアラビア等では、販売・代理店契約を政府当局に登録を義務付けており、また、シャリーア法の影響もあり、販売店の解約は困難である。解約は、契約の終了に加えて、政府当局に登録した販売店契約の抹消登録が義務付けられており、販売店側の協力が無い限りは、登録抹消は難しい。

販売店側は解約が不服で、補償、賠償問題を含む場合は、それらの問題を解決しない限りは解約出来ないこと留意する必要がある。

3) 中南米諸国の代理店保護特別法、

中南米諸国の多くの国で代理店保護法を制定しており、制度、内容は国により異なる。契約を政府当局に登録を義務付けている国もある。規制の内容は、解約の事前通告、正当な事由の無い解約の制限、補償金の支払い等がある。

4) 日本では、事前通告の無い一方的解約を制限した判例がある。

日本企業が販売店任命されている場合、販売店契約の一方的解約、正当な事由の無い解約を制限した判例（＊東京地判平成22年7月30日（平成17年（ワ）第25703号）がある。清涼飲料水を契約製品とする日本を販売領域とする独占販売店契約の突然の解約通告を受けた日本の独占販売店がこれを不服として、東京地裁に訴えた事件がある。判示では、本件販売店契約を解約するには、1年の予告期間を設けるか、その期間に相当する損失を販売店に補償すべき義務を負うものと解され、本件解約は、本件販売代理店契約上の義務違反に該当するとしている。

[II] 契約期間と更新条項の定め方

契約期間の定め方は、通常、契約書の冒頭の契約日欄に契約日を特定して、その契約日から一定期間、例えば、2年とか5年間と契約期間を定める。

契約期間の定めのある契約では、通常、期間満了後の延長、更新規定が定められる。延長の方式には、①自動更新規定方式、②協議更新方式がある。

以下に英文規定例を示す。

①（英文条項例）契約期間と自動更新規定

“This agreement shall commence on and from the date and year first above written hereof, and, thereafter, unless earlier terminated under the articles

Distribution Agreement（販売店契約）⑨
契約期間と解約を巡る問題（上）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
関西国際取引争訟研究会 会長

大貫 雅晴

herein provided, shall continue in valid for () years. This Agreement shall automatically extended on a year to year basis unless either party shall give the other a written notice of its intention to terminate this Agreement at least ninety (90) days prior to expiration of the initial term of this Agreement and/or its extension.

②（英文条項例）契約期間と協議更新規定

This Agreement shall be valid and in force for a period of () years commencing from the date appearing at first above written upon the signing of the parties. At least () months before the expiration of this Agreement, the parties shall consult with each other for renewal of this Agreement. If the renewal is agreed upon, this Agreement shall be renewed for another () years period under the terms and conditions herein set forth or with amendments. Unless agreement for renewal is reached before the expiration of this Agreement, this Agreement shall terminate on the expiry of the original term hereof.

[III] 中途解約条項の定め方

販売店契約は、長期継続的契約であり、当事者間の信頼関係に基づく契約であり、正当な事由なく一方的な解約は、トラブル、紛争の原因となる。また、代理店保護法の下では、十分な事前通告による、正当な事由を原因とする解約は認められている。解約の原因が重要となるが、通常、一方当事者の債務不履行、契約違反による解約、また、破産、倒産等の特定事由の発生による解約は認められる。契約書に中途解約規定を設けて、解約事由と解約の方法を具体的に取り決めておくことは大切である。

以下に英文規定例を示す。

① 契約違反を事由とする解約規定

契約違反の通知、一定期間の治癒期間を設けて、治癒されない場合の解約

If either party should be in material breach or material non-compliance of any of the terms of this Agreement, and fail to cure such breach or material non-compliance within sixty (60) days after service of notice from the other party requiring the correction thereof, such other party may terminate this agreement by giving written notice to the breaching party.

② 一方当事者の破産、合併などの特定事由による解約規定

破産、倒産などの特定事由の発生した場合は、相手方への通知で、即時解約

If any one of the following events occur to either party, the other party may terminate immediately by giving of written notice to such party:

- (1) appointment of a trustee or receiver for all or any part of the assets or property of the either party
- (2) insolvency or bankruptcy of the either party
- (3) dissolution or liquidation of the either party by resolution or by law
- (4) substantial change of management or suspension of business of the either party, or assignment of its assets or business to any third party, whether voluntarily or by compulsion of law.

次の（下）では、販売店契約の終了に伴う諸問題を取り上げる。